

# 車両系建設機械に係る労働災害の発生状況と災害防止対策

令和元年5月  
広島労働局

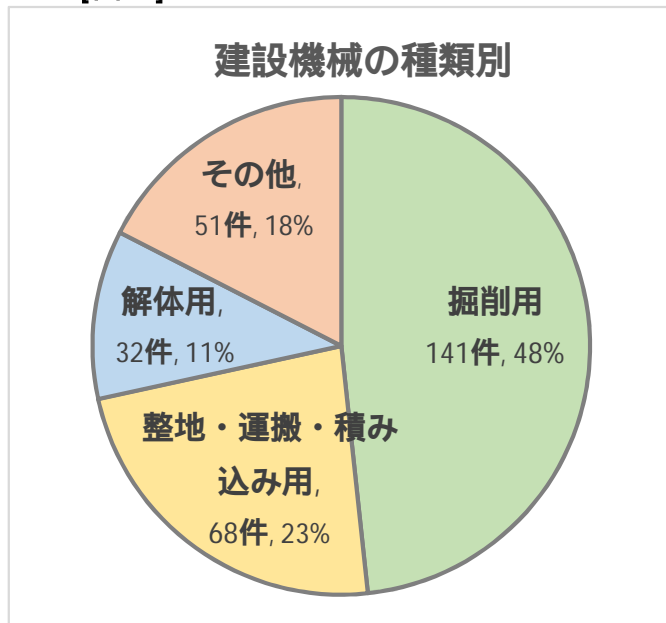
広島県内における車両系建設機械による死傷災害（注）は、平成21年から平成30年の10年間で約290人となっており、このうち死亡災害は17人で、平成24年を除いて毎年発生しており、最近では平成29年に4人の方が亡くなられています。

過去10年間の死傷災害を建設機械の種類別にみると、ドラグショベル等の「掘削用」が最も多く約48%を占め、次いでブルドーザー等の「整地・運搬・積み込み用」が約23%となっています。また、事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く約30%を占め、次いで「墜落・転落」が約21%、「激突され」が約20%と、これら3つの事故の型が死傷災害全体の70%を占めています。

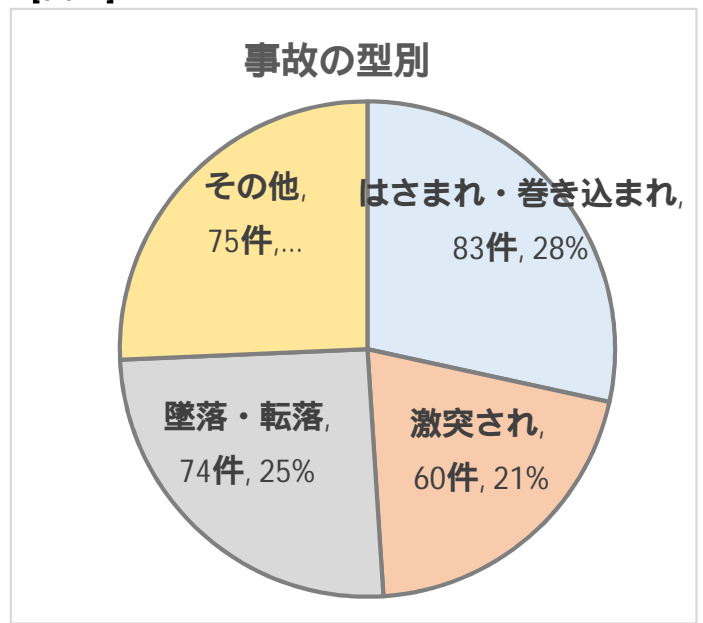
このような状況を踏まえ、車両系建設機械の安全対策を裏面に簡単にまとめましたので、参考にいただき、安全対策の再徹底を図っていただくようお願いします。

（注）ここでは、労働者死傷病報告による災害統計において、建設機械等が起因物となっている死傷災害から「その他の建設機械等」によるものを除いた死傷災害をいいます。

[図 1]



[図 2]



[平成21年から30年までの労働者死傷病報告による内訳]

[表] 平成25年からの建設機械の死亡災害のうち、事故の型が「はさまれ・巻き込まれ」「激突され」「墜落・転落」であるもの

H31	激突され	ドラグ・ショベルで護岸用ブロックをつり上げて据え付ける作業中（クレーンモードでなく）、ブロックが配筋作業中の労働者に激突した
H30	はさまれ・巻き込まれ	スクレイパーの運転手がキャタピラの上に立ち、近くにいたブルドーザーの運転手と話をしていたところ、スクレイパーが動き出してキャタピラから前方に転落し、キャタピラに轢かれた。
H29	墜落・転落	ドラグ・ショベルが路肩を踏み外し、調整池に転落した。
	墜落・転落	塗装作業中、高所作業車ごと5 m下に転落した。
	激突され	ドラグショベル（クレーン仕様ではないもの）で、コンクリートブロックを吊り込み作業中、ドラグショベルのバケットの直下で、玉掛けしていた被災者が、バケットとコンクリートブロックの間に挟まれた。
H27	はさまれ・巻き込まれ	ドラグショベルを後進させたところ、樹木の枝が車体後部にあたり、枝と運転席との間にはさまれた。
	墜落・転落	ドラグショベルをトラックへ積み込む際、ドラグショベルと転落し、運転者がその下敷きになった。
H26	はさまれ・巻き込まれ	車両系建設機械の車体と排土板の間に、はさまれた。
H25	激突され	車両系建設機械が後進していたところ、周囲にいた労働者に激突した。
	墜落・転落	トラックからドラグ・ショベルを降ろす際、ドラグショベルと転落し、運転者がその下敷きになった。
	はさまれ・巻き込まれ	クラムシエルのカウンターウエイトと土砂ボックスとの間に、はさまれた。

## 災害の型別の原因と基本的な対策

### ～事故の型別の原因～

#### (1) はさまれ・巻き込まれ、激突され

建設機械の作業中、近接した労働者がバケット・アーム・排土板等にはさまれ・巻き込まれたり、激突されたもの。又、移動中、移動経路にいた労働者が、機体やキャタピラー・車輪に、はさまれ・巻き込まれたり、激突されたもの。

つり上げ作業を行っている際に、つり荷が玉掛用具からはずれ、近接した作業者に激突したり、つり降ろしの際に、つり荷にはさまれ・巻き込まれたもの。

バケット等のアタッチメントの交換作業や故障等の点検作業等において、バケット等に手や指をはさまれたもの。

原因としては、旋回範囲や運行経路の立入禁止の措置、運転者と関係作業者間との合図・連絡・確認不足などです。また、つり上げ作業については、不適切な玉掛方法や運転者と共同作業者との合図・連絡不足です。

#### (2) 墜落・転落

建設機械の作業中にのり面、路肩から機体ごと転落したり、現場に搬送するトラックからの積み込み・積み降ろし中に車体が横転したり、車体への昇降時にキャタピラー等から滑って墜落・転落したものの。

また、作業開始前の始業点検・修理において、エンジン上部等から足を滑らして墜落・転落したものの。

原因としては、車両系建設機械の作業計画を定めていなかったり、その作業計画に基づき適正な作業範囲での作業がなされていなかったもの。機体の積み込み・積み降ろしは、適切な道板の使用や安全な作業手順が不足していたもの。

### ～対策～

#### [作業計画]

建設機械を用いて作業を行うときは、地形、地質の状態等に適応する作業計画を定め、使用する車両系建設機械の種類・能力、運行経路や作業方法を関係労働者に周知する。

#### [接触の防止措置]

建設機械の作業範囲や運行経路について、関係労働者以外の立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置し誘導させることにより接触防止を図る。

#### [つり上げ作業]

荷のつり上げ作業を行わせる場合は、作業の内容・作業場所に応じて、安全な作業方法のために、クレーン車又は、クレーン機能付きの車両系建設機械を使用する。

#### [逸走防止措置]

運転手が運転席を離れる場合は、バケット等の作業装置を地上に降ろし、原動機を止め走行ブレーキをかける措置を行う。

#### [有資格者の適正配置]

建設機械、玉掛け、移動式クレーン等の有資格者について必要な人員を適正配置し、共同作業者相互の合図等の確認を行う。

#### [移送]

建設機械の積卸は平坦で堅固な場所で行い、道板は十分な長さ・幅・強度のあるものを用い、適切な勾配で確実に取り付けを行い、作業手順に基づき安定度などを確認し、確実に行う。

